

総行女第10号

令和2年3月17日

各都道府県総務部長
(人事担当課、市町村担当課、区政課扱い)
各指定都市総務局長
(人事担当課扱い)

殿

総務省自治行政局公務員部公務員課
女性活躍・人材活用推進室長
(公印省略)

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する件の告示について

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する件（令和2年厚生労働省告示第68号）が令和2年3月10日に告示されました。

これを受けて、厚生労働省から各地方公共団体の各機関の任命権者に対し、様式の改正について通知されるとともに、同省から当省に対して、令和2年3月10日付職発0310第23号（別紙）により協力依頼がありました。

つきましては、貴職におかれましても、趣旨を十分ご理解の上、適切に対処いただきますようお願いするとともに、貴都道府県内の市区町村等に対してもこの旨周知をお願いします。

本通知は、地方公務員法第59条（技術的助言）及び地方自治法第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市町村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

【連絡先】

総務省 自治行政局 公務員部 公務員課
女性活躍・人材活用推進室 原、村松、堀田
電話：03-5253-5546（直通）

【別紙】

職発0310第23号
令和2年3月10日

総務省自治行政局公務員部長 殿

厚生労働省職業安定局長
(公 印 省 略)

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する件の告示について

本日、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する件（令和2年厚生労働省告示第68号。以下「改正告示」という。）が告示されたところです。

その内容について、今般、別添により都道府県の各機関に通知いたしました。また、市区町村の各機関に対しては当省都道府県労働局より通知することとしています。

つきましては、貴職におかれても上記につき御承知おきいただくとともに、都道府県及び市区町村に対し、助言・啓発を行っていただくようお願ひいたします。

職発0310第22号

令和2年3月10日

各都道府県の各機関の任命権者 殿

厚生労働省職業安定局長

(公 印 省 略)

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する件の告示について

本日、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する件（令和2年厚生労働省告示第68号）が告示されたところである。

その内容は下記のとおりであるので、趣旨を十分理解の上、適切に取扱いいただくとともに、下記内容について、貴都道府県所管の地方独立行政法人に対して周知されたい。

なお、令和2年6月1日現在の障害者任免状況通報については、別途、各任免権者宛て依頼する予定である。

また、別途、貴都道府県の他の各機関の任命権者に対しては当職より、貴都道府県内の各市区町村の機関に対しては当省都道府県労働局長より、それぞれ同様の通知を送付していることを申し添える。

記

第1 改正の趣旨

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第36号。以下「改正法」という。）、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第212号。以下「改正令」という。）及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第2号。以下「改正規則」という。）の施行に伴い、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（昭和51年労働省告示第112号。以下「様式告示」という。）について必要な規定の整理を行うもの。

第2 改正内容

1 障害者任免状況通報書の改正

- (1) 改正法により、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 7 条の 3 第 5 項の規定に基づき、国及び地方公共団体の任命権者は、障害者活躍推進計画を作成し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないこと、また、同条第 6 項の規定に基づき、同計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければないとされたことを踏まえ、様式告示第 2 条の規定に基づき定める、国及び地方公共団体の任命権者が厚生労働大臣に通報することとしている対象障害者である職員の任免に関する状況の様式（以下「障害者任免状況通報書」という。）において、同計画及びその取組の実施状況を公表した URL を報告することとする。
- (2) 改正法により、法第 78 条第 1 項の規定に基づき、国及び地方公共団体の任命権者は障害者雇用推進者を選任しなければないとされたことを踏まえ、障害者任免状況通報書において、選任した者の役職名及び氏名を報告することとする。
- (3) 改正令の施行に伴い、障害者任免状況通報書における除外職員の規定について手当てを行う。

2 基準適合事業主認定申請書の新設

改正規則の施行に伴い、法第 77 条第 1 項の認定を受けようとする事業主が都道府県労働局長に提出することとする申請書を定める。

第 3 適用期日

令和 2 年 4 月 1 日

ただし、この告示の適用の際現に存するこの告示による改正前の障害者任免状況通報書は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

第五条の七 則第三十六条の十六の厚生労働大臣の定める様式は、様式第七号の八とする。	改	正	後
	(新設)		

○厚生労働省告示第六十八号
 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第三十六号）の施行に伴い、及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）第八条の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式の一部を次のように改正し、令和二年四月一日から適用する。ただし、この告示の適用の際現に存するこの告示による改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。
 令和二年三月十日

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（昭和五十一年労働省告示第百十二号）の一部を次のように改正する。
 次の表のように改正する。

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（昭和五十一年労働省告示第百十二号）の一部を次のように改正する。

厚生労働大臣 加藤 勝信
 (傍線部分は改正部分)

様式第三号を次のよつて改める。

(日本産業規格A列4)

障害者住免狀況通報書

令和年6月1日現在

A 免任状況								
a 職員の数 (短時間勤務職員を除く)	b 短時間勤務職員の数	c 職員の総数 = a+(b×0.5)						
人	人	人						
B 上記に基づく計算								
⑤ 現在設定されている除外率((注意)7参照)	⑥ 基準割合 =((3)i/(1)c-(2)f)×100 (注意)8、9参照	⑦ ⑥に基づく除外率 ((注意)10参照)	⑧ 適用される除外率 ((注意)11参照)	⑨ 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数 =(1)c-(2)f-(1)c-(2)f×(8) (注意)12参照	⑩ 障害者計 =(4)b+(4)s+(4)t (注意)13参照	⑪ 実雇用率 =((10)/(9))×100 (注意)14参照	⑫ 法定雇用障害者数を達成するため採用しなければならない身体障害者、知的障害者又は精神障害者の数 (注意)15参照	
		%	%	%	人	%	人	
C 障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数								
区分	人 數		区分	人 數		区分	人 數	
	視覚障害者 (第1号に該当する者)	視野障害		肢体不自由者 (第4号に該当する者)	下肢不自由		体幹機能障害	心臓機能障害
聴覚又は平衡機能障害者 (第2号に該当する者)	聴覚機能障害	人	人	人	じん臓機能障害	人	人	
音声・言語・そしやく機能障害者(第3号に該当する者)	平衡機能障害	人	上肢機能障害	人	ほうこう又は直腸機能障害	人	人	
			移動機能障害	人	小腸機能障害	人	人	
					免疫機能障害	人	人	
					肝臓機能障害	人	人	
D 障害者雇用推進者	役職名.....	氏名.....	E 障害者活躍推進計画及びその取組の実施状況を公表しているURL					

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令第8条の規定により、上記のとおり通報する。

任命権者の官職及び氏名
記名押印又は署名

様式第3号 (裏面)

〔注意〕

1 二以上の障害を有する者については、いすれか一の障害のみについて記載すること。

2 ①欄には、当該機関に常時勤務する職員の数を記載すること。

3 ①a欄、②d欄、③g欄並びに④(i)、(ii)、(iv)及び(v)欄は、短時間勤務職員を除くこと。

4 ②欄には、「参考1」に掲げる職種に属する職員の数を記載すること。

5 ③欄には、「参考2」に掲げる職種に属する職員の数を記載すること。

6 ④欄の()内には内数として、本年6月1日以前1年内に新規に雇い入れた者の数を記載すること。

6-2 ④(v)欄には、精神障害者である短時間勤務職員であつて、次のいすれかに該当する者の数を記載すること。

①通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

②通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

7 ⑤欄には、直近に提出した障害者免状認通証書の⑧欄適用される除外率に記載した数を記載すること。合併により新たに生じた機関あるいは合併等により新たに通報義務が生じた機関においては、⑤欄は記入せず、A欄 Bの⑥欄から⑫欄まで及びC欄を記入すること。

8 ⑥欄には、当該年度の6月1日時点における基準割合を記載すること。

9 ⑦欄には、小数点以下第1位を切り捨てた数を記載すること。

10 ⑦欄には、「参考3」に従い、基準割合(⑥)に応じた除外率の数字を記入すること。基準割合が25%未満であるときは⑦欄の数を記入すること。

11 ⑧欄には、⑤欄の数と⑦欄の数の差が10以上となるときは⑦欄の数を、10以上とならないときは⑤欄の数を記載すること(合併等により⑤欄に記入しなかった機関においては、⑦欄の数を記載すること)。

12 ⑨欄には、職員の数(①c)から除外職員数(②f)及び除外率相当職員数((①c-②f)×⑧)。1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数)を控除した数を記載すること。

13 ⑩欄には、小数点以下第3位を四捨五入した数を記載すること。

14 ⑪欄には、⑨欄の数を⑩欄の数に法定雇用率を乗じて得た数(その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数)から控除した数を記載すること(小数点以下第1位まで記載すること)。ただし、その数が0を下回る場合は、0を記載すること。

15 任命権者の氏名については、記名押印又は自筆による署名のいすれかとすること。

〔参考1〕 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第1に掲げる職員

○警察官 ○皇宮護衛官 ○自衛官、防衛大学校及び防衛医科大学校の学生並びに陸上自衛隊高等工科学校の生徒 ○取締官及び麻薬取締員 ○海上保安官、海上保安官補並びに海上保安大学校及び海上保安学校の学生及び生徒 ○消防吏員及び消防団員 ○在外公館(政府代表部を除く。)に勤務する外務公務員(令和6年12月31日までの間)

〔参考2〕 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第3に掲げる職員

○国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第3項第2号から第11号までに掲げる職員(同項第9号に掲げる職員については、就任について国会の両院又は一院の議決又は同意によることを必要とする職員に限る。)及び船員である職員 ○裁判官、検察官、大字及び高等専門学校の教育職員並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第1号に掲げる職員(職員について地方公共団体の議会の議決又は同意によることを必要とする職員に限る。)及び第4号に掲げる職員に属する職員 ○国会の衛視 ○法廷の警備を職務とする者 ○漁業監督官及び漁業監督吏員並びに森林警察を職務とする者 ○航空交通管制官 ○医師及び歯科医師並びに保健師、助産師、看護師及び准看護師 ○小学生、特別支援学校(専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。)及び幼稚園の教育職員 ○児童福祉施設において児童の介護、教護又は養育を職務とする者 ○動物検疫所の家畜防疫官及び猛獸猛禽又は種雄牛馬の飼養管理を職務とする者 ○航空機への搭乗を職務とする者 ○鉄道車両、軌道車両、索道搬器又は自動車(旅客運送事業用バス、大型トラック及びブルドーザー、ロードローラーその他特殊作業用自動車に限る。)の運転に従事する者 ○鐵道又は軌道の駆動につ、連結、操車、保線又は路切保安その他の運行保安の作業を職務とする者 ○とび作業、トンネル内の作業、いかだ流、潜水その他高所、地下、水上又は水中における作業を職務とする者 ○伐木、岩石の切出しその他不安定な場所において重量物を取り扱う作業を職務とする者 ○多量の高熱物体を取り扱う作業を職務とする者

〔参考3〕 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第4

基準割合(⑥)	除外率(⑦)	基準割合(⑥)	除外率(⑦)
95%以上	75%	70%以上75%未満	50%
90%以上95%未満	70%	65%以上70%未満	45%
85%以上90%未満	65%	60%以上65%未満	40%
80%以上85%未満	60%	55%以上60%未満	35%
75%以上80%未満	55%	50%以上55%未満	30%

基準割合(⑥)	除外率(⑦)	基準割合(⑥)	除外率(⑦)
70%以上75%未満	50%	45%以上50%未満	25%
65%以上70%未満	45%	40%以上45%未満	20%
60%以上65%未満	40%	35%以上40%未満	15%
55%以上60%未満	35%	30%以上35%未満	10%
50%以上55%未満	30%	25%以上30%未満	5%

(日本産業規格A列4)

様式第7号の8 (第5条の7関係)

基準適合事業主認定申請書

申請年月日 令和 年 月 日

都道府県労働局長 殿

(ふりがな)

事業主の氏名又は名称

印

(ふりがな)

(法人の場合) 代表者の氏名

印

主たる事業 (産業分類番号 :)

(項目名 :)

{ 事業の内容 : }

住所 〒

電話番号

障害者の雇用の促進等に関する法律第77条第1項の認定を受けたいので、別紙書類を添えて申請します。

〔注意〕

- 1 「申請年月日」欄は、都道府県労働局長に基準適合事業主認定申請書を提出する年月日を記載すること。
- 2 「事業主の氏名又は名称」欄は、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載すること。
- 3 事業主が法人の場合にあっては、「代表者の氏名」欄については記名押印又は自筆による署名のいずれかを、「住所」欄については主たる事務所の所在地を、「電話番号」欄については主たる事務所の電話番号を記載すること。
- 4 「主たる事業」欄は、日本標準産業分類の中分類により、産業分類番号及びその項目名を記載し、加えて、例えば「ボール盤製造業」、「自動車ボデーのプレス加工」等のように当該事業の内容を詳しく記載すること。